

株式のvestについて (X E)

3
6
19

秘密指定解除
公文書監理室

極
秘

株式のTestについて(メモ) 米見稿

(昭33.6.10)

1 昭和20年8月9日現在、日本人の有していた在韓本社法人の株式(社員権その他の企業に関する利益を含む。)は、Testing Decree に基き、同年9月28日付をもつてすべて米軍政府に帰属せしめられ、その所有に属することとされた。米軍政府は、昭和23年4月21日の法令第185号により、帰属株式の日本人株主(社員その他の構成員を含む。)の氏名を株主名簿より抹消し、米軍政府をもつて株主とし、新株券を発行することを要求している。

これらの米軍に帰属した株式は、昭和23年9月11日の米韓移転協定によつて韓国政府に譲渡された。

韓語例は以上の附措置が乗港条約第4条例においてわが国がその効力を承認した「処理」に該当しているとの見地のもとに、帰属等の処理により韓国政府及び国民が在韓本社法人の全株式を有することとなつたことの結果として、当該法人の在日資産の引渡を要求しているので、このように主張の妥当性の有無が問題となる。

2 財産権の所在に関する一般原則に従えば、株式は、株券がどこに存するかにかかわらず、通行者の住所(本店所在地)に所在するものと考えられる。(無記名株式は動産と同様、株券の存するところにある。)上記の一般原則に従えば、在韓本社法人の株式については、たとえ株券が昭和20年8月

9日以後内地にあり又は内地に持ち帰られている場合でも、その株式は本店の所在地 米軍政府の管轄地域内に所在しており、従つて、 Vesting Decree により米軍政府に Vest されたという論理が可能となるとも考えられる。少くとも、米軍政府の諸法令は、このような処理を有効にせしめたことを肯定している。

3) しかしながら、このように米軍政府による株式の接収という処理については、まず、そのような接収行為が有効に行われることができたかどうかの問題である。

法人の本店のある地域が、韓国に属することとなつた場合であつても、当該法人が当然に韓国籍となり、法人の内部、外部の一切の關係について韓国の法律の適用を受けたりするわけではない。開債機關、在外会社又は在外金融機關はいずれも日本の法律（朝鮮銀行等）、單行の訓令（朝鮮殖産銀行等）又は朝鮮民事令に準拠して設立された法人であるから、その成立、機關の組織ならびに権限及び外部關係、法人と社員との關係等については、日本の法令に従わなければならない。在韓本社法人は、韓国法上法人格を与えられていると否とを問わず、日本の法令にもとづく法人として存続しており、その株主權の得喪は日本法の規定に従つて行われるべきものである。

朝鮮地域は、昭和20年9月2日のポツダム宣言の受諾により、わが國とは別個の法制定権力の下における独立の法域となつたと思うべきであり、このような法制定権力の立法である Vesting Decree 及び前記法令第185号等は、日本内地の法制のみならず、従前の制令とも全く異質の法体系に属するものと解すべきである。従つて、これらの米軍政府の法令により又は法令に従つて行われた在韓本社法人の日本人所有株式の処理は、それ自体としては日本法上何ら法律上の効果を有しない事実行為であるにすぎない。⁴⁸⁶⁷ これらの事実行為に基いて、米軍政府が当該法人の株主権を取得し、且つこの取得をもつて会社に対抗しようとするような日本法令は全く存しないのであるから、わが國としては、在韓本社法人の株主権の在韓米軍政府への帰属を日本国内法上承認しなければならぬ根拠はない。

(もつとも、白地式裏書又は白地譲渡証券附の株式がされ、米軍政府に引き渡された場合には、当事者間 ^{Vest} においては株主権譲渡の効果を生ずることが考えられるが、この場合でも合法的に株主名簿の書換が行われたのではな
い限り、韓国側としては、株式等の取得を当該法人に対して主張することはできないと解すべきである。)

また、米軍政府が在韓日本財産に対して行つた「処理」の効力については、没収立法の国際的効力に関する一般国際法上の原則にてらし、検討する必要がある。

(2) 従来の判決は、没収措置の行われた当時没収を行つた國の領土外にあつた財産については、動産、不動産、船舶等の有体財産はもちろん、没収措置によつて解散せしめられた法人の外國にある財産も外國にある会社の持分と同様に没収されるものでないことを一般に認めている。

(3) また、昭和五年ロンドンにおいて行われた比較法國際會議の決議「外國權力より発する没収、収用徵収手段の効力」も、「すべて没収手段は、それがいかなる形式においてなされるにせよ、その効力は没収をなす國家の領土内に存する所有權にのみ限定されるべきである。」「いずれの場合にも、没収をなす國家が当該資産の現與の占有を保持しているのをければ没収は認められるべきでない。」と定めている。

(4) 従つて、在韓本社法人の在韓資産が Vesting Decree 等による「処理」の対象となつたことは認めるとしても、これら法人の在日資産が韓國側に帰属したかという問題については、上記一般國際法上の原則に照らせば、

Decree の直接の効果として在日資産が Vest されたと

解すべきでないことはもちろん、Vesting Decree によつて、当該法人の株式を Vest した結果、法人の在日資産に対する Title が韓国側に帰属したとの主張に対しても、日本はこれを否定し得ると考えられる。

6 日本が柔港平和条約第4条(b)で、在韓日本財産についての米軍政府の「処理」の効力を承認していることと前記のおよびその一般原則に対し、個別条約をもつて除外例を承認したものでないかという問題がある。(韓国側は、おそらくこのように主張を行つて来ると考えられる。)

しかしながら、日本が柔港条約第4条(b)において「米軍政府により又はその指令に従つて行われた日本財産の処理の効力」を承認した趣旨は、米軍政府が韓国内においてすでに実現した処分の結果については争わないことを事後的に承認した趣旨にとどまり、米軍政府が処理を行うに當つて発した指令(法令)を日本国内においても適用すべき法則として承認することを含むものではない。韓国の立法はもとより、米軍政府の法令といえども、日本法とは全く異なる法制定権力に基づくものであつて、それによつて日本国内の事項を規定することはできないことはいうまでもない。従つて、韓国が米軍政府の立法を根拠として取得した権原に基づいて、日本国内にある財産等に関する請求権を取得し、これを實現するために日本に法律的行政援助を求めようとする場合に、わが方としてこれに充てる義務はないと解せられる。

また、わが方としては「日本財産の処理」とは、社会通念に従つて、財産物が具体的に処理せられ米軍政府に帰属せし

められたと認められるような状態をいうものであり、観念的に所有権を米軍政府に帰属せしめるような処理を行つていてもその対象が米軍政府の支配下を離れて内地に復帰してまつているような場合はもちろんのこと、帰属により取得した株式の効力として現に占有を有していない財産の引渡又はその清算残余額の分配を請求するような場合も「日本財産の処理」としての効力がないと主張することができる。

6 以上のように、締結国の在籍本任法人の在日財産に対する引渡請求については、

(1) 本邦政府の法令により、日本法人たる在籍本任法人の株主権を Vest することは不可能であつて、その結果を無効条約および裁判にもとづいて、日本に対し何れにも主張することはできない。

(2) 財産没収に關する一般國際法上の原則に據らしても、締結国の主張は誤謬がないのみでなく、日本側としては、無効条約および裁判の確定によつても、締結国が、在籍本任法人の株主権を Vest したことを承認する義務を負うものではない。

等の特許により、これを承認すべきであるとする根拠はない。

在籍本任法人の在日財産には Vesting Decree 等の没収の効力は及んでおらず、従つてこれらは依然日本法人たる在籍本任法人に帰属しており、その清算および清算財の分配等の手続については、日本法の規定に従つて行われべきである。(在日財産の清算、没収の結果生じた清算財は Vesting Decree 等の没収とは關係なく、日本法上適法な株主に分配すべきであると解される。)